

# GH 農場評価 一般規則

## (ver2.2)-(ver2.2.1) 変更箇所対比表

2024年4月1日

ページ左側 ver2.2

ページ右側 ver2.2.1(変更箇所 **赤文字、黄色強調**)

「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度  
(グリーンハーベスター農場評価/GH 農場評価)

一般規則(Ver. 2.2)

2023 年 5 月 17 日発行

「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度  
(グリーンハーベスター農場評価/GH 農場評価)

一般規則(Ver. 2.2.1)

2024-3 年 4 5 月 1 7 日発行

- (3) 費用の見積り
- 5.3. 現地での評価作業
- 5.4. 評価の判定および報告書の発行
- 5.5. 請求・支払い
- 5.6. 是正項目の再評価
- 6. 「日本 GAP 規範」評価員教育プログラム
  - 6.1. GAP 総合講座
    - (1) GAP 総合講座 1・GAP 実践セミナー
    - (2) GAP 総合講座 2・農場実地トレーニング
    - (3) GAP 総合講座 3・農業者のための HACCP セミナー
    - (4) GAP 総合講座 4・QMS セミナー
  - 6.2. 評価員制度
    - (1) 評価員補
    - (2) 農場評価員
    - (3) 組織評価員
    - (4) 上級評価員(カテゴリ A、B、C)
  - 6.3. 評価員試験
    - (1) 試験の種類
    - (2) 試験の実施
  - 6.4. 評価員の技能研修
    - (1) 技能研修の実施
    - (2) 技能研修の内容
- 7. 評価機関の規則
  - 7.1. 評価機関の適合性評価プログラム
    - (1) 認定の流れ
    - (2) 評価機関の要件
    - (3) 評価機関の責務
  - 7.2. 評価機関に対する不適合と制裁措置
    - (1) 農場/生産組織情報の登録
    - (2) 評価結果の登録
  - 7.3. 評価制度の統一性の維持
    - (1) 評価機関の適合性プログラム
    - (2) 評価機関会議
    - (3) 評価機関に対する不適合と制裁措置

- (3) 費用の見積り
- 5.3. 現地での評価作業
- 5.4. 評価の判定および報告書の発行
- 5.5. 請求・支払い
- 5.6. 是正項目の再評価
- 6. 「日本 GAP 規範」評価員教育プログラム
  - 6.1. GAP 総合講座
    - (1) GAP 総合講座 1・GAP 実践セミナー
    - (2) GAP 総合講座 2・農場実地トレーニング
    - (3) GAP 総合講座 3・農業者のための HACCP セミナー
    - (4) GAP 総合講座 4・QMS セミナー
  - 6.2. 評価員制度
    - (1) **GH**農場指導員 評価員補
    - (2) **GH**農場評価員
    - (3) **GH**組織評価員
    - (4) **GH**上級評価員(カテゴリ A、B、C)
  - 6.3. 評価員試験
    - (1) 試験の種類
    - (2) 試験の実施
  - 6.4. 評価員の技能研修
    - (1) 技能研修の実施
    - (2) 技能研修の内容
- 7. 評価機関の規則
  - 7.1. 評価機関の適合性評価プログラム
    - (1) 認定の流れ
    - (2) 評価機関の要件
    - (3) 評価機関の責務
  - 7.2. 評価機関に対する不適合と制裁措置
    - (1) 農場/生産組織情報の登録
    - (2) 評価結果の登録
  - 7.3. 評価制度の統一性の維持
    - (1) 評価機関の適合性プログラム
    - (2) 評価機関会議
    - (3) 評価機関に対する不適合と制裁措置

評価規準	管理状態の遵守レベルを判定するための規準で、「農場評価規準」と「組織評価規準」および「施設評価規準」があります。
評価表	評価員が現地調査において「農場評価規準」や「組織評価規準」を基に調査するために用いる用紙をいいます。
農業分類	農業全般に亘って評価規準を体系化するために、組織評価の項目および全農場共通の評価項目を第一段階とし、第二段階を作物共通と畜産共通に分類し、作物共通の第三段階として、水田畑作(米麦豆類)/園芸等(露地園芸・施設園芸・その他)に、畜産共通の第三段階として、牛(肥育牛/乳牛)/豚/鶏に分類しています。
管理分類	農場評価を行うために分類した農業活動の7区分のことをいいます。生産組織の評価では管理内容についての2区分があります(4.3「評価の方法」を参照)。
報告書	農場評価および組織評価の報告書類のことで、①総合評価証書、②評価集計表、③詳細評価報告書の三部から構成されます。
評価機関	GH農場評価の評価業務を行う機関として、当協会に認定された組織のことをいいます。
研修機関	評価員教育プログラムに準拠した研修および評価員試験を行う機関として、当協会に認定された組織のことをいいます。
国際水準GAPガイドライン	農林水産省が令和4年3月に策定した、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を満たした国際水準GAPに関する共通の取組基準です。①青果物、②穀物、③茶、④飼料作物及び⑤その他非食用の5つの品目別に作成されています。

※規準および基準の用法について

「規準」は「日本GAP規範」に基づく全体的なルールを示すものとして用い、「基準」は「規準」の中の個々のスタンダードとしての具体的な項目を指します。

評価規準	管理状態の遵守レベルを判定するための規準で、「農場評価規準」と「組織評価規準」および「施設評価規準」があります。
評価表	評価員が現地調査において「農場評価規準」や「組織評価規準」を基に調査するために用いる用紙をいいます。
農業分類	農業全般に亘って評価規準を体系化するために、組織評価の項目および全農場共通の評価項目を第一段階とし、第二段階を作物共通と畜産共通に分類し、作物共通の第三段階として、水田畑作(米麦豆類)/園芸等(露地園芸・施設園芸・その他)に、畜産共通の第三段階として、牛(肥育牛/乳牛)/豚/鶏に分類しています。
管理分類	農場評価を行うために分類した農業活動の7区分のことをいいます。生産組織の評価では管理内容についての2区分があります(4.3「評価の方法」を参照)。
報告書	農場評価および組織評価の報告書類のことで、①詳細評価報告書 総合評価証書、②評価集計表、③総合評価証書 詳細評価報告書の三部から構成されます。
評価機関	GH農場評価の評価業務を行う機関として、当協会に認定された組織のことをいいます。
研修機関	評価員教育プログラムに準拠した研修および評価員試験を行う機関として、当協会に認定された組織のことをいいます。
国際水準GAPガイドライン	農林水産省が令和4年3月に策定した、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を満たした国際水準GAPに関する共通の取組基準です。①青果物、②穀物、③茶、④飼料作物及び⑤その他非食用の5つの品目別に作成されています。

※規準および基準の用法について

「規準」は「日本GAP規範」に基づく全体的なルールを示すものとして用い、「基準」は「規準」の中の個々のスタンダードとしての具体的な項目を指します。

ル農場の平均評価点数を適用します。

- ・ 農場評価の場合は、①総合評価証書、②評価集計表、③詳細評価報告書の三書類を「報告書」として農場へ提出します。
- ・ 組織評価の場合は、事務局とサンプル農場および施設ごとに作成した評価集計表、詳細評価報告書およびこれらをもとに作成した総合評価証書の三書類を「報告書」として生産組織へ提出します。総合評価証書の作成に当たっては、サンプル農場の全評価集計表を参照して組織の総合評価を行います。

(2) 評価のステップ

3つのステップを経て農場および生産組織を評価します。

<ステップ1:項目評価>

- ・ 評価員は、農場および組織内で発見された問題の内容を評価シートに記入します。
- ・ 項目の内容が当該農場および事務局にとって管理すべき内容でない場合は「該当外」、項目内容を満たす場合は「問題なし」、満たさない場合は表1の項目評価分類の4段階で評価し、評価シートには評価記号を記入します。なお、項目によって評価範囲の上限が予め定められているものがあります。また、管理分類7においては、項目内容を満たす特段の実施がない場合は「問題なし」、実施がある場合は「加点」のいずれかとなります。
- ・ 組織評価の事務局評価において、「管理責任は農場である」と判断された項目については「該当外」とし、サンプル農場の平均点数を算出し、その点数を適用します。なお、小数点第一位を四捨五入して整数とします。

表1 項目の評価分類表

評価記号	評価名	評価点数	評価内容の定義
-	該当外	0	管理すべき項目でない。
+	加点	+5	(管理分類7でのみ使用) 環境便益や生物多様性保護などでプラスの要素の実施が確認された。
0	問題なし	0	適正に管理されており、改善の必要がない。(管理分類7の場合:特段の実施がない)
1	軽微な問題	-5	リスクや管理ミスの可能性は極めて低いが、より良い状態に改善することを推奨する。
2	潜在的な問題	-10	潜在的なリスクまたは部分的に管理の欠陥がある。改善されなければ重大な問題につながる可能性がある。
3	重大な問題	-15	重大なリスクまたは管理の欠陥がある。
4	喫緊の問題	-20	直ちに改善を求める。危害の発生・法令等の違反および差し迫った重大なリスクがある。

表1-1 項目の評価分類表(作物のみを評価対象としている農場の場合)

評価記号	評価名	評価点数	評価内容の定義	※
-	該当外	0	管理すべき項目でない。	
+	加点	+5	(管理分類7でのみ使用) 環境便益や生物多様性保護などでプラスの要素の実施が確認された。	
0	問題なし	0	適正に管理されており、改善の必要がない。(管理分類7の場合:特段の実施がない)	遵守
1	軽微な問題	-5	リスクや管理ミスの可能性は極めて低いが、より良い状態に改善することを推奨する。	遵守
2	潜在的な問題	-10	潜在的なリスクまたは部分的に管理の欠陥がある。改善されなければ重大な問題につながる可能性がある。	不遵守

ル農場の平均評価点数を適用します。

- ・ 農場評価の場合は、①詳細評価報告書、②評価集計表、③総合評価証書の三書類の一部または全部を「報告書」として農場へ提出します。
- ・ 組織評価の場合は、事務局とサンプル農場および施設ごとに作成した①詳細評価報告書、②評価集計表およびこれらをもとに作成した③総合評価証書の三書類の一部または全部を「報告書」として生産組織へ提出します。総合評価証書の作成に当たっては、サンプル農場の全評価集計表を参照して組織の総合評価を行います。

(2) 評価のステップ

3つのステップを経て農場および生産組織を評価します。

<ステップ1:項目評価>

- ・ 評価員は、農場および組織内で発見された問題の内容を評価シートに記入します。
- ・ 項目の内容が当該農場および事務局にとって管理すべき内容でない場合は「該当外」、項目内容を満たす場合は「問題なし」、満たさない場合は表1の項目評価分類の4段階で評価し、評価シートには評価記号を記入します。なお、項目によって評価範囲の上限が予め定められているものがあります。また、管理分類7においては、項目内容を満たす特段の実施がない場合は「問題なし」、実施がある場合は「加点」のいずれかとなります。
- ・ 組織評価の事務局評価において、「管理責任は農場である」と判断された項目については「該当外」とし、サンプル農場の平均点数を算出し、その点数を適用します。なお、小数点第一位を四捨五入して整数とします。

表1 項目の評価分類表

評価記号	評価名	評価点数	評価内容の定義
-	該当外	0	管理すべき項目でない。
+	加点	+5	(管理分類7でのみ使用) 環境便益や生物多様性保護などでプラスの要素の実施が確認された。
0	問題なし	0	適正に管理されており、改善の必要がない。(管理分類7の場合:特段の実施がない)
1	軽微な問題	-5	リスクや管理ミスの可能性は極めて低いが、より良い状態に改善することを推奨する。
2	潜在的な問題	-10	潜在的なリスクまたは部分的に管理の欠陥がある。改善されなければ重大な問題につながる可能性がある。
3	重大な問題	-15	重大なリスクまたは管理の欠陥がある。
4	喫緊の問題	-20	直ちに改善を求める。危害の発生・法令等の違反および差し迫った重大なリスクがある。

表1-1 項目の評価分類表(作物のみを評価対象としている農場の場合)

評価記号	評価名	評価点数	評価内容の定義	※
-	該当外	0	管理すべき項目でない。	
+	加点	+5	(管理分類7でのみ使用) 環境便益や生物多様性保護などでプラスの要素の実施が確認された。	
0	問題なし	0	適正に管理されており、改善の必要がない。(管理分類7の場合:特段の実施がない)	遵守
1	軽微な問題	-5	リスクや管理ミスの可能性は極めて低いが、より良い状態に改善することを推奨する。	遵守
2	潜在的な問題	-10	潜在的なリスクまたは部分的に管理の欠陥がある。改善されなければ重大な問題につながる可能性がある。	不遵守

## 5. 評価の手續きと流れ

### 5.1 手續きの概要

評価の申請から報告書発行までの流れを以下に示します。

- 1) 自主評価(農場/生産組織)
- 2) 農場評価の申請(農場/生産組織 → 評価機関)
- 3) 日程調整・見積り(評価機関 → 農場/生産組織)
- 4) 現地調査(評価員、農場/生産組織)
- 5) 報告書の作成(評価員)
  - 5-1) 一次報告
  - 5-2) 判定依頼 または 是正および是正報告
  - 5-3) 最終報告書の作成
- 6) 評価・判定(判定責任者/判定会議)
- 7) 総合評価証書の発行(評価機関→農場/生産組織)
- 8) 評価費用の請求(評価機関→農場/生産組織)
- 9) 評価費用の支払い(農場/生産組織→評価機関)
- 10) 適正農場管理の継続、継続的改善(農場/生産組織)

農場/生産組織	評価機関	日本生産者 GAP 協会
1) 自主評価		
2) 評価の申請	a) 申請情報登録、評価登録料支払*1	b) 評価許可
3) 日程調整・見積		
4) 現地調査		
	5) 報告書の作成	
5-1) 一次報告*2		
5-2) 判定依頼 または 是正および是正報告*2	5-3) 最終報告書の作成*2	
	6) 評価・判定	
	c) 評価結果の報告	d) 評価結果の登録
	7) 総合評価証書の発行	
9) 評価費用の支払い	8) 評価費用の請求	
10) 適正農場管理の継続、継続的改善		

\*1 評価登録料支払いの時期は別途規定による。

\*2 原則、評価日時点の内容で評価判定を行うが、農場/生産組織と評価機関との合意により、評価判定前に是正を行い、是正結果を踏まえて評価判定を行うことができる。

### 5.2 評価申請

#### (1) 評価申請の条件

- ・ GH 農場評価は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」に沿って適正管理に努め、その遵守レベルを評価するため

## 5. 評価の手續きと流れ

### 5.1 手續きの概要

評価の申請から報告書発行までの流れを以下に示します。

- 1) 自主評価(農場/生産組織)
- 2) 農場評価の申請(農場/生産組織 → 評価機関)
- 3) 日程調整・見積り(評価機関 → 農場/生産組織)
- 4) 現地調査(評価員、農場/生産組織)
- 5) 報告書の作成(評価員)
  - 5-1) 一次報告
  - 5-2) 判定依頼 または 是正および是正報告
  - 5-3) 最終報告書の作成
- 6) 評価の**有効性検証・判定**(判定責任者/評価委員会 判定会議)
- 7) **評価の決定**・総合評価証書の発行(評価機関→農場/生産組織)
- 8) 評価費用の請求(評価機関→農場/生産組織)
- 9) 評価費用の支払い(農場/生産組織→評価機関)
- 10) 適正農場管理の継続、継続的改善(農場/生産組織)

農場/生産組織	評価機関	日本生産者 GAP 協会
1) 自主評価		
2) 評価の申請	a) 申請情報登録、評価登録料支払*1	b) 評価許可
3) 日程調整・見積		
4) 現地調査		
	5) 報告書の作成	
5-1) 一次報告*2		
5-2) 判定依頼 または 是正および是正報告*2	5-3) 最終報告書の作成*2	
	6) 評価の <b>有効性検証・判定</b>	
	c) 評価結果の報告	d) 評価結果の登録
	7) <b>評価の決定</b> ・総合評価証書の発行	
9) 評価費用の支払い	8) 評価費用の請求	
10) 適正農場管理の継続、継続的改善		

\*1 評価登録料支払いの時期は別途規定による。

\*2 原則、評価日時点の内容で評価判定を行うが、農場/生産組織と評価機関との合意により、評価判定前に是正を行い、是正結果を踏まえて評価判定を行うことができる。

### 5.2 評価申請

#### (1) 評価申請の条件

- ・ GH 農場評価は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」に沿って適正管理に努め、その遵守レベルを評価するため

- ・ 評価員は、農場や生産組織の管理状況を全て評価シートに記入します。評価シートは、印刷された用紙か電子ファイルのいずれかを使用できます。電子ファイルを使用する場合でも、署名用紙は印刷された用紙を使用する必要があります。
- ・ 全ての項目を記入した後、記入内容の概要、特に評価3や評価4とした項目について、農場や生産組織にその場で確認をとり、評価シートまたは署名用紙に対応者が署名をします。

#### 5.4. 評価の判定および報告書の発行

- ・ 評価結果に係る集計作業と詳細評価報告書の作成作業は、現地における評価作業の終了後(評価時間外)に行います。最終的な「報告書」の発行は、評価機関が行います。
- ・ 評価員は、評価報告書を評価機関に提出し、判定責任者または評価委員会が評価報告書の有効性を判定します。有効性が認められた後、評価証書を発行します。評価証書および評価報告書は、評価機関より農場や生産組織に直接送付します。
- ・ 「報告書」は、以下の内容で構成されます。
  - ①「総合評価証書」(報告書の一枚目)、②「評価集計表」、③「詳細評価報告書」
- ・ 総合評価証書には以下の内容を表記し、下図 1 から 3 の標準様式を満たす形式で作成しなければなりません。
  - 登録番号
  - 農場評価の場合…農場の名称と住所、農産物取扱い施設の名称と住所
  - 組織評価の場合…組織の名称と住所、農場数、全農場の名称と住所、組織の農産物取扱い施設の名称と住所、農場サンプリングの根拠
  - 評価品目(品目を限定して指定する場合、その理由)、評価日における生産物の状態(生育ステージ:作付け中、収穫期間、農産物貯蔵期間、作付けなし、など)
  - 総合点数および総合評価(☆印)
  - 国際水準 GAP ガイドライン全項目への遵守状況(している/していない)(注)
  - 評価員名
  - 現地における評価作業実施日
  - 「報告書」の発行年月日
 (注)作物のみを評価対象としている農場評価についてのみ適用となります。(図 1-1 参照)
- ・ 評価機関は、「グリーンハーベスター農場評価」の呼称の他に、評価機関独自の呼称を併用することができます。
- ・ 評価機関は、GH 評価制度のロゴマークの他に、評価機関独自のロゴマークを併用することができます。
- ・ 評価機関独自の呼称およびロゴマークの使用の規則は、当協会と評価機関との協議し締結された範囲内で使用することができます。

#### 5.6. 請求・支払い

- ・ 評価機関は、評価作業終了後、評価費用を農場または生産組織に請求します。

#### 5.7. 是正項目の再評価

- ・ 詳細評価報告書を受け取って 6 ヶ月以内に再評価を行う場合は、是正項目のみの評価とすることができます。再評価の方法(現地評価/書類評価)および工数については、評価機関が判断します。

- ・ 評価員は、農場や生産組織の管理状況を全て評価シートに記入します。評価シートは、印刷された用紙か電子ファイルのいずれかを使用できます。電子ファイルを使用する場合でも、署名用紙は印刷された用紙を使用する必要があります。
- ・ 全ての項目を記入した後、記入内容の概要、特に評価3や評価4とした項目について、農場や生産組織にその場で確認をとり、評価シートまたは署名用紙に対応者が署名をします。

#### 5.4. 評価の判定および報告書の発行

- ・ 評価結果に係る集計作業と詳細評価報告書の作成作業は、現地における評価作業の終了後(評価時間外)に行います。最終的な「報告書」の発行は、評価機関が行います。
- ・ 評価員は、評価報告書を評価機関に提出し、判定責任者または評価委員会が評価報告書の有効性を検証・判定し、評価機関に報告します。評価報告書の内容に疑義が生じた場合、判定責任者または評価委員会は、評価員に対して評価報告書の修正または追加の現地評価作業を指示します。
- ・ 有効性検証の報告を受けて確認された後、評価機関は評価報告書が有効であることを決定し、報告・評価証書を発行します。評価証書および評価報告書は、評価機関より農場や生産組織に直接送付します。
- ・ 「報告書」は、以下の内容で構成されます。
  - ①「詳細評価報告書」、②「評価集計表」、③「総合評価証書」(報告書の一枚目)
- ・ 総合評価証書には以下の内容を表記し、下図 1 から 3 の標準様式を満たす形式で作成しなければなりません。
  - 登録番号
  - 農場評価の場合…農場の名称と住所、農産物取扱い施設の名称と住所
  - 組織評価の場合…組織の名称と住所、農場数、全農場の名称と住所、組織の農産物取扱い施設の名称と住所、農場サンプリングの根拠
  - 評価品目(品目を限定して指定する場合、その理由)、評価日における生産物の状態(生育ステージ:作付け中、収穫期間、農産物貯蔵期間、作付けなし、など)
  - 総合点数および総合評価(☆印)
  - 国際水準 GAP ガイドライン全項目への遵守状況(している/していない)(注)
  - 評価員名
  - 現地における評価作業実施日
  - 「報告書」の発行年月日
 (注)作物のみを評価対象としている農場評価についてのみ適用となります。(図 1-1 参照)
- ・ 評価機関は、「グリーンハーベスター農場評価」の呼称の他に、評価機関独自の呼称を併用することができます。
- ・ 評価機関は、GH 評価制度のロゴマークの他に、評価機関独自のロゴマークを併用することができます。
- ・ 評価機関独自の呼称およびロゴマークの使用の規則は、当協会と評価機関との協議し締結された範囲内で使用することができます。

#### 5.6. 請求・支払い

- ・ 評価機関は、評価作業終了後、評価費用を農場または生産組織に請求します。

#### 5.7. 是正項目の再評価

## 6. 「日本 GAP 規範」評価員教育プログラム

当協会は、本制度の適正な運用と品質の向上のため、評価員教育プログラムを提供し、評価員および評価員指導者を育成します。評価員教育プログラムには、GAPに関する知識および技能を習得するための研修プログラムと、評価員の段階的な育成に向けた評価員制度および評価員試験があります。

### 6.1. GAP 総合講座

#### (1) GAP 総合講座 1: GAP 実践セミナー

- ・ 講義と演習を通して、GAPの正しい理解と実践、農場評価について学びます。
- ・ 講義および演習には、以下の内容が含まれます。なお、講座の詳細は別に定めます。

[GAP 概論、リスク発見演習、模擬評価演習]

#### (2) GAP 総合講座 2: 農場実地トレーニング

- ・ 実際の農場評価を通して、農場評価技能の訓練をします。
- ・ 実地トレーニングには、以下の内容が含まれます。なお、講座の詳細は別に定めます。

[評価(調査)の基本、評価実習、リスク評価]

#### (3) GAP 総合講座 3: 農業者のための HACCP セミナー

- ・ 講義と演習を通して、農産物の収穫以降の衛生管理や食品安全管理、Codex 規格の HACCP システムについて学びます。
- ・ 講義および演習には、以下の内容が含まれます。なお、講座の詳細は別に定めます。

[一般衛生管理プログラム、HACCP 原則、HAPCC プラン作成演習]

#### (4) GAP 総合講座 4: QMS セミナー

- ・ 講義と演習を通して、農産物生産組織の管理体制(QMS)について学びます。
- ・ 講義および演習には、以下の内容が含まれます。なお、講座の詳細は別に定めます。

[QMS 概論、QMS 各論、農場監査、その他演習等]

### 6.2. 評価員制度

#### (1) 評価員補

- ・ 上位の評価員の監督下において、農場評価を補佐します。

【要件】以下の要件を全て満たすこととします。

- ・ 当協会の「GAP総合講座1」および「GAP総合講座2」を修了している、もしくはこれらと同等とみなされる研修を修了している。

#### (2) 農場評価員

- ・ 農場評価を単独で実施できます。
- ・ 評価員は、“作物”と“畜産”の専門性ごとに登録します。

【要件】以下の要件を全て満たすこととします。

- ・ 評価員補の要件を満たしている。
- ・ 評価員補2名以上による合同農場評価の自主トレーニング、もしくは評価員以上の者の監督下で農場評価のトレーニングを2件以上経験している(※1)。

## 6. 「日本 GAP 規範」評価員教育プログラム

当協会は、本制度の適正な運用と品質の向上のため、評価員教育プログラムを提供し、評価員および評価員指導者を育成します。評価員教育プログラムには、GAPに関する知識および技能を習得するための研修プログラムと、評価員の段階的な育成に向けた評価員制度および評価員試験があります。

### 6.1. GAP 総合講座

#### (1) GAP 総合講座 1: GAP 実践セミナー

- ・ 講義と演習を通して、GAPの正しい理解と実践、農場評価について学びます。
- ・ 講義および演習には、以下の内容が含まれます。なお、講座の詳細は別に定めます。

[GAP 概論、リスク発見演習、模擬評価演習]

#### (2) GAP 総合講座 2: 農場実地トレーニング

- ・ 実際の農場評価を通して、農場評価技能の訓練をします。
- ・ 実地トレーニングには、以下の内容が含まれます。なお、講座の詳細は別に定めます。

[評価(調査)の基本、評価実習、リスク評価]

#### (3) GAP 総合講座 3: 農業者のための HACCP セミナー

- ・ 講義と演習を通して、農産物の収穫以降の衛生管理や食品安全管理、Codex 規格の HACCP システムについて学びます。
- ・ 講義および演習には、以下の内容が含まれます。なお、講座の詳細は別に定めます。

[一般衛生管理プログラム、HACCP 原則、HAPCC プラン作成演習]

#### (4) GAP 総合講座 4: QMS セミナー

- ・ 講義と演習を通して、農産物生産組織の管理体制(QMS)について学びます。
- ・ 講義および演習には、以下の内容が含まれます。なお、講座の詳細は別に定めます。

[QMS 概論、QMS 各論、農場監査、その他演習等]

### 6.2. 評価員制度

#### (1) GH農場指導員-評価員補

- ・ GAPおよびGH農場評価について一定の理解があり、GH農場評価標準を用いて農場の改善点を洗い出し、改善指導(GAP実践指導)を行う一定の力量がある。
- ・ [GH農場評価員]以上、**士位**の評価員の監督下において、GH農場評価制度に基づく農場評価の **を** 補佐 **を** できません。

【要件】以下の要件を全て満たすこととします。

- ・ 当協会の「GAP総合講座1」および「GAP総合講座2」を修了している、もしくはこれらと同等とみなされる研修を修了している。これらの修了には、**修了試験が含まれる。**

#### (2) GH農場評価員

- ・ **GH農場評価制度に基づく**農場評価を単独で実施 **する力量がある** **できません。**
- ・ **GH農場**評価員は、“作物”と“畜産”の専門性ごとに登録 **される** **も** **できません。**

【要件】以下の要件を全て満たすこととします。





- ・ 試験の詳細は別に定めます。

## (2) 試験の実施

- ・ 評価員試験は、認定された教育機関が実施します。

## 6.4. 評価員の技能研修

### (1) 技能研修の実施

- ・ 当協会は、評価員の技能の維持・向上を図るため技能研修を実施します。評価員は、初めて農場評価員となった年度(4月～3月)から数えて3か年度ごとに技能研修を受ける必要があります。3か年度末までに技能研修を修了しなかった場合は農場評価員の資格は一時停止となり、一時停止を解除するには再度、技能研修を修了する必要があります。
- ・ 技能研修の講師は、上級評価員 A 以上であること。

### (2) 技能研修の内容

- ・ 研修の詳細は別に定めます。

## 6.3. 評価員試験

### (1) 試験の種類

- ・ 評価員試験には、GH 農場評価員試験、GH 組織評価員試験、GH 上級評価員試験の3種類があります。
- ・ 各試験では、筆記試験および/または実地試験および実地評価が行われます。
- ・ GH 農場評価員試験は、登録する専門性ごとに行われます。
- ・ 試験の詳細は別に定めます。

### (2) 試験の実施

- ・ 評価員試験は、認定された教育機関が実施します。

## 6.4. 評価員の技能研修

### (1) 技能研修の実施

- ・ 当協会は、評価員の知識および技能の維持・向上を図るため技能研修を実施します。GH 農場評価員以上の評価員は、初めて GH 農場評価員となった年度(4月～3月)から数えて3か年度ごとに技能研修を受ける必要があります。3か年度末までに技能研修を修了しなかった場合は GH 農場評価員の資格(同時にそれ以上の資格)は一時停止となります。一時停止を解除するには再度、技能研修を修了する必要があります。
- ・ 技能研修の講師は、GH 上級評価員 A 以上であること。

### (2) 技能研修の内容

- ・ 研修の詳細は別に定めます。

## 7. 評価機関の規則

### 7.1. 評価機関の認定

#### (1) 認定の流れ

##### ① 認定申請

- ・ 当協会に認定を申請する組織(以下、申請組織という)は、事前に当協会の会員に登録している必要があります。
- ・ 申請組織は、所定の認定申請書に記入し、必要な添付資料および署名済み認定契約書を添えて当協会に提出します。

##### ② 申請受理

- ・ 当協会は、申請組織から提出を受け付けた後、書類の不備がなければ申請を受理し、認定契約を締結後、認定審査の実施準備を開始します。

##### ③ 認定審査

###### 【書類審査】

- ・ 当協会は、申請組織から提出を受けた全ての書類を審査し、現地訪問審査に進めるかどうかを確認します。

###### 【現地訪問審査】

- ・ 書類審査に合格した場合、当協会は、申請組織を訪問し、申請組織の運営体制の聞き取り調査、申請組織に配置された評価員による農場評価および組織評価のシャドー評価を行います。
- ・ 書類審査および現地訪問審査により不合格となった場合、当協会は改善要求を文書により申請組織に提出し、申請組織はこれを改善します。
- ・ 認定審査の全ての工程が終了した後、当協会は申請組織に認定料の請求を行い、申請組織は所定の期日までに支払います。
- ・ 認定審査で対象となる農場および組織のシャドー評価を正式な評価とする場合、当協会が責任をもって判定します。

##### ④ 認定の決定

- ・ 当協会は認定審査の結果により申請組織の認定を決定する。

#### (2) 評価機関の要件

- ・ 評価機関は少なくとも 1 人以上、評価作業を行う農場評価員以上の評価員を配置しなければなりません。評価員は、評価機関に所属しているか、評価機関と GH 農場評価の業務委託契約が締結されていることが必要です。
- ・ 評価機関は、評価業務の適切な遂行にあたり、①運営責任者、②判定責任者、③教育責任者を配置しなければなりません。各責任者を同一人物が担うことができます。また、各責任者を 2 名上置くことができます。
  - ① 運営責任者の要件:申請書に記載された事務所または事業所に勤務し、当協会および評価機関の要員と速やかに連絡が取れること。運営責任者は、評価員以上でなくても構いません。
  - ② 判定責任者の要件:組織評価員以上であること。判定責任者は評価員として評価活動を行うことができますが、自身が評価した農場や組織の評価結果を判定することはできません。
  - ③ 教育責任者の要件:組織評価員以上であること。教育責任者は評価活動を行うことができます。

#### (3) 評価機関の責務

- ・ 責任者のうち少なくとも 1 名は、当協会が主催する評価機関会議に出席しなければなりません。
- ・ 運営責任者は、当協会との連絡を担います。運営責任者は、当協会からの GH 農場評価運営上の問合せに対して、

## 7. 評価機関の規則

### 7.1. 評価機関の認定

#### (1) 認定の流れ

##### ① 認定申請

- ・ 当協会に認定を申請する組織(以下、申請組織という)は、事前に当協会の会員に登録している必要があります。
- ・ 申請組織は、所定の認定申請書に記入し、必要な添付資料および署名済み認定契約書を添えて当協会に提出します。

##### ② 申請受理

- ・ 当協会は、申請組織から提出を受け付けた後、書類の不備がなければ申請を受理し、認定契約を締結後、認定審査の実施準備を開始します。

##### ③ 認定審査

###### 【書類審査】

- ・ 当協会は、申請組織から提出を受けた全ての書類を審査し、現地訪問審査に進めるかどうかを確認します。

###### 【現地訪問審査】

- ・ 書類審査に合格した場合、当協会は、申請組織を訪問し、申請組織の運営体制の聞き取り調査、申請組織に配置された評価員による農場評価および組織評価のシャドー評価を行います。
- ・ 書類審査および現地訪問審査により不合格となった場合、当協会は改善要求を文書により申請組織に提出し、申請組織はこれを改善します。
- ・ 認定審査の全ての工程が終了した後、当協会は申請組織に認定料の請求を行い、申請組織は所定の期日までに支払います。
- ・ 認定審査で対象となる農場および組織のシャドー評価を正式な評価とする場合、当協会が責任をもって判定します。

##### ④ 認定の決定

- ・ 当協会は認定審査の結果により申請組織の認定を決定する。

#### (2) 評価機関の要件

- ・ 評価機関は少なくとも 1 人以上、評価作業を行う農場評価員以上の評価員を配置しなければなりません。評価員は、評価機関に所属しているか、評価機関と GH 農場評価の業務委託契約が締結されていることが必要です。
- ・ 評価機関は、評価業務の適切な遂行にあたり、①運営責任者、②判定責任者、③教育責任者を配置しなければなりません。各責任者を同一人物が担うことができます。また、各責任者を 2 名上置くことができます。
  - ① 運営責任者の要件:申請書に記載された事務所または事業所に勤務し、当協会および評価機関の要員と速やかに連絡が取れること。運営責任者は、評価員以上でなくても構いません。
  - ② 判定責任者の要件:組織評価員以上であること。判定責任者は評価員として評価活動を行うことができますが、自身が評価した農場や組織の評価結果を **検証判定** することはできません。
  - ③ 教育責任者の要件:組織評価員以上であること。教育責任者は評価活動を行うことができます。

#### (3) 評価機関の責務

- ・ 責任者のうち少なくとも 1 名は、当協会が主催する評価機関会議に出席しなければなりません。
- ・ 運営責任者は、当協会との連絡を担います。運営責任者は、当協会からの GH 農場評価運営上の問合せに対して、

速やかに回答しなければなりません。

- ・ 判定責任者は、評価員から提出された報告書の有効性を評価し、評価証書の発行の可否を判断します。評価機関は、判定委員会を設置し、判定委員会の決議として評価証書の発行を判断することができます。ただし、判定の技術的責任は、申請書に記載され登録された判定責任者が負います。
- ・ 教育責任者は、評価機関内に配置した評価員の力量を維持・向上するために、機関内部で教育を行います。
- ・ 評価機関に配置された評価員は、3 年度ごとに技能研修を修了する必要があります。

## 7.2. 評価情報の登録・評価登録料

### (1) 農場/生産組織情報の登録

- ・ 評価機関は、評価を申請する農場/生産組織に対して、所定の申請様式を提供します。
- ・ 評価機関は、農場/生産組織から評価申請を受理した後、速やかに当協会に申請情報を登録します。
- ・ 評価機関は、申請情報登録ごと、または別途協議して決定した時期に所定の評価登録料を当協会へ支払います。

### (2) 評価結果の登録

- ・ 評価機関は、評価機関内での判定が確定した後、速やかに評価結果を当協会に報告・登録します。
- ・ 当協会は、評価機関から登録された評価結果をデータベースに登録します。
- ・ 評価を受ける農場・生産組織および評価機関、当協会が行う業務等と相互関係については、以下の表に示す通りです。

農場/生産組織	評価機関	日本生産者 GAP 協会
1)自主評価		
2)評価の申請	a)申請情報登録, 評価登録料支払*1	b)評価許可
3)日程調整・見積		
4)現地調査		
	5)報告書の作成	
5-1)一次報告*2		
5-2)判定依頼 または 是正および是正報告*2	5-3)最終報告書の作成*2	
	6)評価・判定	
	c)評価結果の報告	d)評価結果の登録
	7)総合評価証書の発行	
9)評価費用の支払い	8)評価費用の請求	
10)適正農場管理の継続, 継続的改善		

## 7.3. 評価制度の統一性の維持

### (1) 評価機関の適合性評価プログラム

- ・ 当協会は、認定を受けた評価機関が適正な評価運営を行っていることを確実にするために、定期的に評価機関の適合性評価を行います。
- ・ 適合性評価では、評価機関契約書の事項を遵守しているか、評価機関の要件が満たされているか、実施されてい

速やかに回答しなければなりません。

- ・ 判定責任者は、**評価機関による報告 評価証書**の発行可否 **その判定に先立ち**、評価員から提出された報告書の有効性を **検証 判定**します。評価機関は、**報告書の有効性検証のための評価 判定委員会**を設置し、**判定委員会の決議として評価証書の発行を判断**することができます。ただし、**検証 判定**の技術的責任は、申請書に記載され登録された判定責任者が負います。
- ・ 教育責任者は、評価機関内に配置した評価員の力量を維持・向上するために、機関内部で教育を行います。
- ・ 評価機関に配置された評価員は、3 年度ごとに技能研修を修了する必要があります。

## 7.2. 評価情報の登録・評価登録料

### (1) 農場/生産組織情報の登録

- ・ 評価機関は、評価を申請する農場/生産組織に対して、所定の申請様式を提供します。
- ・ 評価機関は、農場/生産組織から評価申請を受理した後、速やかに当協会に申請情報を登録します。
- ・ 評価機関は、申請情報登録ごと、または別途協議して決定した時期に所定の評価登録料を当協会へ支払います。

### (2) 評価結果の登録

- ・ 評価機関は、評価機関内での判定が確定した後、速やかに評価結果を当協会に報告・登録します。
- ・ 当協会は、評価機関から登録された評価結果をデータベースに登録します。
- ・ 評価を受ける農場・生産組織および評価機関、当協会が行う業務等と相互関係については、以下の表に示す通りです。

農場/生産組織	評価機関	日本生産者 GAP 協会
1)自主評価		
2)評価の申請	a)申請情報登録, 評価登録料支払*1	b)評価許可
3)日程調整・見積		
4)現地調査		
	5)報告書の作成	
5-1)一次報告*2		
5-2)判定依頼 または 是正および是正報告*2	5-3)最終報告書の作成*2	
	6)評価の有効性検証 判定	
	c)評価結果の報告	d)評価結果の登録
	7)評価の決定・報告書 総合評価証書の発行	
9)評価費用の支払い	8)評価費用の請求	
10)適正農場管理の継続, 継続的改善		

## 7.3. 評価制度の統一性の維持

### (1) 評価機関の適合性評価プログラム

- ・ 当協会は、認定を受けた評価機関が適正な評価運営を行っていることを確実にするために、定期的に評価機関の